

第1条 この会の会則改訂は、総会に出席した会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第2条 この会の議決事項は、すべて学校長の承認を必要とする。

第3条 この会の細かな規則は、それぞれの機関で作成し中央委員会の承認を必要とする。